

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社3ヶ月未満の本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- 1) 入社日以後1ヶ月未満の場合は手数料の100%を返還するものとする。
- 2) 入社以後1ヶ月以上3ヶ月未満の場合は手数料の50%を返還するものとする。

ただし、返戻金制度は求人者と当社の間により別の定めをする場合がございます。